

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 質屋営業法第3条第1項第1号～第7号、第9号（許可の基準）・ 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）・ 質屋営業法施行規則第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： <p>新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで又は第9号口の欠格事由に該当しない、現実に当該営業所の管理者として業務を行うと認められるなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業が期待できるときに許可する。</p>
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：